別紙２

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領

１　基本事項

(1) 氏名・生年月日

保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍に登録されている氏名及び生年月日を正確に記入すること。氏名について旧姓の併記も可とする。また、生年月日の欄に届出を行う年の１２月３１日現在における満年齢を記入すること。

(2) 性別

該当するものを○で囲むこと。

(3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

(4) メールアドレス

メールアドレスを記入すること。職場メールアドレスではなく、個人メールアドレスを記入することで、次回の届出以降も、勤務先が変わっても届出や看護職キャリア情報の内容を引き継ぐことが可能。

２　免許の種別、登録番号及び登録年月日等

(1) 記載を行う免許

①　保健師、助産師、看護師又は准看護師等の免許等のうち２以上の免許等を有する者は、その全てに係る事項について記入すること。

②　「免許の種別」欄のうち保有しない免許等については、斜線で抹消すること。

(2) 登録番号・登録年月日

①　保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許については、厚生労働大臣免許又は都道府県知事免許の区分に従い、「厚生労働省」又は「都道府県」のいずれか該当しないものを斜線で抹消すること。

②　厚生労働大臣の保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けた者（旧規則に基づく保健婦、助産婦及び看護婦であって厚生労働大臣の免許を受けたものを含む。）については、厚生労働省の保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。

③　旧規則に基づき都道府県知事から保健婦免状又は看護婦免状を受けた者は、現に所有する保健婦免状又は看護婦免状について交付を受けた都道府県名、番号及び交付年月日を記入すること。

また、旧規則に基づき都道府県の助産婦名簿に登録を受けた者は、現に登録されている都道府県名、登録番号及び登録年月日を記入すること。

④　准看護師免許を受けた者は、免許を受けた都道府県名並びに准看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。

⑤　上記において、再交付又は書換え交付を受けた場合は、その年月日を記入しないよう注

意すること。特に保健士籍、看護士籍又は准看護士籍への登録を受けた者が、再交付又は書換え交付によって登録番号が変更になった場合においても、登録年月日は、当初の保健士籍、看護士籍又は准看護士籍に登録された日であるので注意すること。

3　主たる業務

(1)「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許、看護師免許及び准看護師免許等のうち複数の免許等を有する場合は、その主たる業務の一つについて記入すること。

(2) 複数の免許等を有しない場合は、取得している免許等に係る業務を主たる業務とすること。

4　業務に従事する場所

(1) 一般事項

①　複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

②　複数の施設が併設されている施設で業務に従事している場合等であって、主たる従事場所が特定できない場合は、当該複数施設のうち主たる施設において従事しているものとして、記入すること。

(2) 業務に従事する場所の説明

①　病院

医療法第１条の５第１項に規定する病院において業務に従事している者

②　診療所

医療法第１条の５第２項に規定する診療所において業務に従事している者

※　「８　事業所」に設置される診療所を除く。

ア　有床　入院させるための施設を有する診療所に従事している者

イ　無床　入院させるための施設を有しない診療所に従事している者

③　助産所

医療法第２条第１項に規定する助産所において業務に従事している者。分娩取扱いの実績がない場合においても、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合には「分娩の取扱いあり」の項目に記入すること。

ア　開設者　助産所の開設の届出を行った者

※　「ウ　出張のみによる者」　に該当する者を除く。

イ　従事者　ア、ウに該当しない者

ウ　出張のみによる者

出張のみによって業務に従事している者として、医療法第５条の適用を受け、開設の届出を行った者

④　訪問看護ステーション

介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所（ただし、病院又は診療所を除く）において従事している者

ア　管理者　訪問看護ステーションに置かれる管理者である者

イ　従事者　ア以外の者

⑤　介護保険施設等

次のアからオに掲げる施設・事業所において従事している者

ア　介護老人保健施設　　介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者

イ　介護医療院　　介護保険法第８条第２９項に規定する介護医療院において業務に従事している者

ウ　指定介護老人福祉施設　　介護保険法第８条第２７項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している者

エ　居宅サービス事業所　　介護保険法第８条第１項に規定する居宅サービス事業（ただし、訪問看護事業を除く。）を行う事業所において業務に従事している者

オ　居宅介護支援事業所　　介護保険法第８条第２４項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者

カ　その他　　ア～オ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

⑥　社会福祉施設

社会福祉法に規定する社会福祉施設(施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む)において業務に従事している者。ただし、「１　病院」から「５　介護保険施設等」に該当する場合を除く。

ア　老人福祉施設　　老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者

イ　児童福祉施設　　児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者

ウ　その他　　ア、イ以外の社会福祉施設において業務に従事している者

⑦　保健所、都道府県又は市区町村

ア　保健所　　保健所において業務に従事している者

イ　都道府県（アを除く）　　都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

ウ　市区町村（アを除く）　　市区町村の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

⑧　事業所

１から７及び９に該当しない事業所（会社、工場その他の事業所（これらの事業所に設置される診療所を含む。））において業務に従事している者（保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。）

ア　事業所内診療所　　事業所に設置されている診療所において業務に従事し

ている者

イ　その他（アを除く）　　ア以外の事業所において業務に従事している者

⑨　看護師等学校養成所又は研究機関

文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護師学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者及び看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している者

⑩　その他

１から９に該当しない場所において業務に従事している者

(3) 所在地・名称

①　所在地　現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。市区町村コード欄については別紙４を参照の上、現に業務に従事している場所における市区町村コード（※）を記入すること。

（※）総務省が定める市区町村コード（5 桁）

②　名称　　現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

(4) 雇用形態

派遣（紹介予定派遣を含む）とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第２条第２号に規定する派遣労働者（同条第４号に係る者を含む。）に該当する者とする。

(5) 常勤換算

フルタイム労働者（１週間の所定労働時間が４０時間程度（１日８時間・週５日勤務等）の者）と比較して、１週間の所定労働時間が短い者は「短時間労働者」に記入すること。

(6) 従事期間等

①　従事期間は、現在従事している場所においての連続した従事期間の年数により記入すること。

ただし、従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所の間の異動・転勤に伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記入すること。

（連続の例　　同一の医療法人が設置する病院と診療所の間の異動
非連続の例　同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホームの間の異動）

ただし、設置者の相続、法人の合併等によって、設置者の変更のみがあった場合は連続しているものとして記入すること。

また、訪問看護ステーションにおいての「管理者、従事者」の間の異動についても連続しているものとみなして記入すること。

派遣から正規雇用への変更等、雇用形態の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

准看護師としての就業を継続しながら看護師免許を取得した場合等、免許の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

② 「従事したことがある」とは、次のアからウにより判断すること。

なお、同一の就業場所の労働者のうち、短時間労働者であっても、アからウに該当する限り、「従事したことがある」にあたるものである。

ア 期間の定めがなく雇われていた場合

イ １ヶ月を超える期間を定めて雇われていた場合

ウ 日々又は１ヶ月以内の期間を定めて雇われていた者が２ヶ月以上かつ各月１８日以上雇われていた場合

③ 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、２以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）に記入すること。

「新規」には、免許取得後、１ヶ月以内に看護師等として従事せず、看護師等以外の業務に従事していた者や看護師等として未就業かつ、就業の見込みがなかった者は含まれない。

④ 「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア 新規」を除く。）に記入すること。

⑤ 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合に記入すること。

⑥ 「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合に記入すること。

５ 看護師の特定行為研修の修了状況

(1) 特定行為研修の修了の有無

① １２月３１日現在において、特定行為研修の指定研修機関（以下「指定研修機関」という。）から「特定行為研修修了証」が交付されている場合は「１．有」を○で囲むこと。

② １２月３１日現在において、特定行為研修を受講していない場合（指定研修機関において現に受講中又は受講した者であって、指定研修機関から「特定行為研修修了証」が交付されていない場合も含む。）は「２．無」を○で囲むこと。

(2)指定研修機関番号

① 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」に記載されている「特定行為研修を実施した指定研修機関の指定研修機関番号及び名称」の欄に記載されている指定研修機関番号を記入すること。

② 「特定行為研修の修了の有無」の欄において「２．無」を○で囲んでいる場合は記入の必要はない。

(3)修了した特定行為区分

① 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている特定行為区分の名称を全て〇で囲むこと。

② 「特定行為研修の修了の有無」の欄において「２．無」を〇で囲んでいる場合は記入の必要はない。

(4)修了した領域別パッケージ研修

① 指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域を全て〇で囲むこと。単に、領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分全ての研修を修了しているだけではなく、「特定行為研修修了証」に記載されている領域について〇で囲むこと。

② 「特定行為研修の修了の有無」の欄において「２．無」を〇で囲んでいる場合は記入の必要はない。

③ 領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については「修了した特定行為区分」の欄においても〇で囲むこと。

6 その他

(1) 業務従事者の届出義務については、実際に看護師等の業務に従事している場合に生じるものであり、看護師等の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、看護師等学校養成所、研究機関又は行政機関に従事する者など、看護師等の専門的知識を用いて看護師等の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、当該従事者の動向を把握することは、看護師等の確保対策上重要であるので、届出が行われた場合は、受理するものとすること。

(2) (1)の場合、従事期間等の記入に際しては、看護師等の専門的知識を用いて看護師等の業務に密接な関連を有する業務に従事した期間を、業務に従事していた期間とみなして記入すること。

別紙３

看護師の特定行為研修の修了状況の記載に関する留意事項

記載にあたっては、「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」をよくお読みいただき、「特定行為研修修了証」を確認のうえ、記載いただきますようお願いいたします。なお、特にご留意いただきたい事項については下記のとおりです。

１.「特定行為研修修了の有無」について

○12 月 31 日現在、**指定研修機関において**特定行為研修を修了し、**「特定行為研修修了証」が交付されている場合**は、「１.有」を○で囲んでください。

２.「修了した特定行為区分」について

○特定行為研修修了証の**「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」**に記載されている特定行為区分を全て○で囲んでください。

３.「修了した領域別パッケージ研修」について

○「特定行為研修修了証」の**「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域を全て**○で囲んでください。

○領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については「修了した特定行為区分」の欄においても○で囲んでください。

○領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分全ての研修を修了しているが、**領域別パッケージ研修としてそれらの特定行為区分を受講していない者**（「特定行為研修修了証」に領域別パッケージ研修が記載されていない者）は**○を記入しない**でください。

特定行為研修とは

保健師助産師看護師法第 37 条の２第２項第４号に規定する研修です。

対象：看護師のみ**（准看護師は含みません）**

研修制度開始時期：平成 27 年 10 月

研修場所：指定研修機関（厚生労働大臣指定）

※医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは**異なります**。

※認定看護師や専門看護師の資格とは**異なります**。

※介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは**異なります**。

※単に**特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことにはなりません。**